

住宅宿泊事業法の届出状況等について(6月14日時点)

- 住宅宿泊事業の届出件数は17,551件、うち事業廃止件数が1,023件
 ※届出住宅数は16,528件
- 住宅宿泊管理業の登録件数は1,719件
- 住宅宿泊仲介業の登録件数は64件

違法物件の仲介サイトからの掲載削除に向けた取組

- 観光庁から住宅宿泊仲介業者及び住宅宿泊事業法に基づく届出住宅の取扱いのある旅行者に対し、平成30年9月30日時点の取扱い物件について報告を求め、厚生労働省、内閣府、関係自治体の協力を得て、適法と確認できなかった物件については、観光庁から仲介業者に対して掲載削除するよう指導を行った。
 - ・住宅宿泊仲介業者等55社の取扱件数の合計は延べ41,604件であり、前回(平成30年6月15日)の調査から16,666件増加した。
 - ・「違法認定あり・削除対象」と、「適法性の確認不可・再報告対象」を合わせた6,585件については適法と確認できず、合計件数に対する割合は16%であった(前回と比べて約4ポイントの改善)。
- 平成31年3月31日時点で仲介サイト等に掲載されていた物件71,289件について、現在調査中。
- また、通報等により違法な物件の掲載が確認された場合には、観光庁より削除要請等の指導を個別に行っている。

違法民泊の仲介防止対策の強化

- 旅館業法の許可物件や特区民泊の認定施設も含めた一括管理データベースを関係省庁で構築。
 4月以降は、仲介業者がデータベースの情報との照合を行うことで、適法性の確認作業の効率化、精度の向上が実現。

